

令和6年12月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
および「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』
に関するQ & A（事例集）」の一部改正について（通知）

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会および大阪府より通知がありました。

個人情報の適正な取扱いの具体的な留意点・事例等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が策定されたことは既にお知らせしたところです（平成29年4月27日付）。

本件は、本年12月2日より健康保険証が新たに発行されなくなることなどを受けて改正されるものです。本通知・事務連絡等にも注記されておりますが、本改正以降も最大1年間、従来の保険証に係る取扱いについては、なお従前の例とされる点にご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会所属の医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<参考>

改正後の標記ガイダンスおよび標記Q & A（事例集）は、下記 URL もしくは二次元コードから閲覧可能です。（厚生労働省ホームページ）

ガイダンス：<https://www.mhlw.go.jp/content/001235843.pdf>

Q & A（事例集）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001235845.pdf>



ガイダンス



Q & A（事例集）

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室

TEL 06-6763-7021 Fax 06-6764-0267